

服装規程

I ユニフォーム

※₁ チーム内で上衣・下衣が統一されていること。

1. 上衣

- (1) 学校名は背面もしくは前面に、都道府県名は右の袖口に、それぞれ1ヶ所明示しなければならない。なお、いずれも弓具装着時に視認できる位置に表示する。
- (2) ※₂ その他の名称等は表示してはならない。
- (3) ※₃ 襟付きとし、同一デザインであれば長袖・半袖の混在は認める。
- (4) 使用頻度、経年による退色等は認める。
- (5) 裾は下衣の中に入れる。

2. 下衣

- (1) 男子は※₄ スポーツスラックス又は※₅ ショートパンツとし、女子はスポーツスラックス又はスカート、ショートパンツを着用する。
- (2) 無地(単一色)であること。
- (3) スラックス、ショートパンツ、スカートの混在は認めない。

II 靴、靴下

1. 靴

※₆ アーチェリーに適した運動シューズとする。

2. 靴下

ルーズソックス等は認めない。

III アンダーウエア

ユニフォーム外で視認できる場合は以下のとおりとする。

1. 上衣は単一色でチーム内で統一する。(長袖、半袖等の混在は認める)
2. 下衣は視認できる場合は認めない。

IV 帽子

チーム内で統一されていること。着用の混在は認める。

V 監督

1. 上衣は選手と同じであること。
2. 下衣は上記規定を厳守することが望ましい。
3. 靴は運動シューズとする。

VI その他

1. 大会の場にふさわしくない服装は認めない。
2. 視認できる部分の商標の大きさの基準は20cm²以内とする。
3. 競技者番号
 - (1) 上衣背面に学校名の視認が妨げられない位置に四隅で止める。
 - (2) 主催者側で用意するものは縦15cm、横25cm程度とする。

VII 上記の規定外の服装に関しては、競技委員長の裁定に委ねる。

※₁ チームとは 登録選手、マネージャーとする。

※₂ その他の名称学校名、クラブ名等の愛称も含む

※₃ 襟は立ち襟等のはっきりしないものは認めない。

※₄ 綿パン、オーバーサイズ、バギーパンツ、スウェット、デニム等は認めない。

※₅ ショートパンツは競技者が腕をたらした時に指先より長く、かつ膝頭が見えること。

※₆ 靴はカジュアル、ダンス、タウン等の競技に適さないと認められるものは使用できない。

競技部 競技委員会 細則

平成 8年7月31日改定

平成12年8月 8日改定

平成17年8月10日改定

平成21年3月25日改定

平成25年3月25日改定

平成 25 年 3 月 27 日
全国高体連アーチェリー専門部
競技委員会

服装規程の改定について

先般、各ブロックより服装規程に関する意見を聴取し、その意見を基に平成 25 年 3 月 25 日に実施された常任委員会において承認されましたので、別紙のとおり改定いたします。

尚、この服装規定は平成 25 年 4 月 1 日より施行します。

【改定内容】

1. アンダーウェアについての規定を追加
2. 靴、靴下の色規定削除
3. 監督 靴色削除
4. 帽子 色規定削除
5. 各項目のまとめ
6. 詳細を別記（下部四角※印）